

令和2年度第1回たばこ対策推進検討会の書面開催結果

1 令和3年度受動喫煙に関する県民意識調査・施設調査について

原案のとおりとする 9名 意見あり 2名

【曾根委員 御意見】

県民意識調査について

- 調査委託事業者によるパネル抽出による方法は、事業者のもつ登録者集団が神奈川県民を代表していない可能性が高い（インターネットのヘビーユーザーに偏る、高齢者や障害を持つ方が含まれない等）、これまでの調査との継続性が維持されない等の問題点があるので、住民基本台帳からの層化無作為抽出の方がよい。調査から高齢者・障害を持つ方を排除しないためにインターネットによる回答と郵送による回答を選べるようにした方がよい。

【室山委員 御意見】

- 調査対象の抽出方法は自治体の人口比、施設比が反映されるのか。
※ 本市でも次年度に施設調査を計画しており、本市からどの程度抽出されるのか目安が知りたい。

2 令和3年度受動喫煙に関する県民意識調査について

原案のとおりとする 9名 意見あり 2名

【曾根委員 御意見】

- F5、F6に関連するが、加熱式等の新型たばこを吸っている喫煙者の割合も、法や条例に基づく今後の対策に必要な情報になると思うので、別途質問したほうがよい。

【曾根委員 御意見】

- 問8は、全員が答えるべき質問だと思います。「問8は、問6で「4 聞いたことがない、わからない」を選んだ方のみお答えください」とありますが、誤りではないでしょうか。

【曾根委員 御意見】

- 問13、問14ですが、自由回答は、たばこ賛成派にせよ反対派にせよ、少数の熱心な人がたくさん（時に極端な）意見を書くことが多く、そこに注目しすぎると、いわば「声の大きい人」の意見に引っ張られることになるので、注意が必要です。こういう問いは、ヒアリングで聞いたほうがよい意見が得られることが多いので、今回の県民調査から

は省いたほうがよいと思います。

【室山委員 御意見】

- 性別に関する選択肢に「その他」「回答したくない」を加える。

【室山委員 御意見】

- 問2の選択肢に「公園」を追加してはどうか。

【室山委員 御意見】

- 問4：問6に県条例の質問があるため県条例の記載を削る
- 問5：問5～6は問4で1,2,3の回答者と記載があるが、問6は全ての者に回答を求めている→問ごとに回答者を記載する。
- 問6：専門的過ぎるのではないか。理解度を図る意味があるか疑問。
- 問7：問5の1,2,3回答者は問4（法）の1,2,3の誤りか。

【室山委員 御意見】

- 問11オ：回答しやすいよう質問に「受動喫煙対策により」を補記
- 問12：選択肢に「屋外分煙施設の整備」を追加してはどうか。

3 令和3年度受動喫煙に関する施設調査について

原案のとおり 9名 意見あり 2名

【曾根委員 御意見】

- これまでに県の担当者が、施設や店舗に数多く足を運ばれて、受動喫煙防止の指導をされていますが、その様な指導を受けたことがあるかどうかと聞いてみると、県のご努力が数字で表れてくるかと思います。受けたことがある場合、どの程度参考になったかも質問してはいかがでしょうか。

【曾根委員 御意見】

- 問12、問13ですが、自由回答は、たばこ賛成派にせよ反対派にせよ、少数の熱心な人がたくさん（時に極端な）意見を書くことが多く、そこに注目しすぎると、いわば「声の大きい人」の意見に引っ張られることになるので、注意が必要です。こういう問いは、個別のヒアリングで聞いたほうがよい意見が得られることが多いので、今回の施設調査からは省いたほうがよいと思います。

【室山委員 御意見】

- 問1：問3に県条例の質問があるため県条例の記載を削る
- 問3：専門的過ぎるのではないか。理解度を図る意味があるか疑問。
- 問4：県民向けのように問1（法）で1,2,3に回答した者の回答は不要としてよいか。

【室山委員 御意見】

- 問5:すべての～がご回答くださいの記載がない
- 問5：1を選択した場合次の質問への誘導が「問6」のみだが「問7」を追加

4 議題以外に関する事項

【曾根委員 御意見】

- COVID-19の流行が受動喫煙防止対策に与えている影響について
- 東京オリンピックを間近に控えての受動喫煙防止対策のあり方について
上記2点について、情報共有や意見交換をしてみたいかでしょうか。

【山本委員 御意見】

- 対面会議が難しいことは重々承知しておりますが、可能ならばオンライン会議を開催し、直接ご説明をお聞きしたり、他の委員の方々からのご意見をお聞きしたりできる機会がございますと幸いです。
- 意見等としては、個別の事項というよりも、全体についての質問がございますので、こちらに記載させていただきます。
- コロナウィルスとこれに関連したことの影響が経済的・社会的に出ているかと思っておりますので、この条例の適用範囲には影響がなかったのかについて知りたいと思いましたが、県民への影響もあるかと思っておりますが、施設、特に飲食店にコロナウィルスの影響が大きく出ていることが懸念されます。こうしたことがこの条例の効果、施行状況に影響がなかったのか気になりました。